

ガルミッシュ＝パルテンキルヘン郡 グライナウ村

Gemeinde Grainau und Tourismus

山田 徹雄
Tetsuo YAMADA

要 旨

オーバーバイエルン県ガルミッシュ＝パルテンキルヘン郡グライナウ村は、1913年には、アイプゼー湖畔にアイプゼー・ホテルが建設されて以来、長期滞在者のための観光地となった。この村はアルプス風の景観を維持するために、「通達」および「条例」によって、建物や掲示を厳しく規制している。そのコンセプトは、この地域に固有な白、茶、赤を基調とする色彩と統一的な屋根のこう配に体现されている。

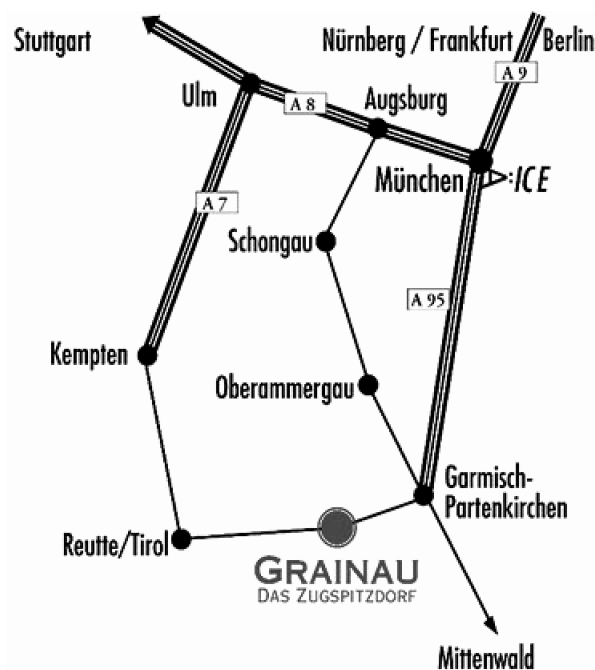
キーワード：ツークシュピツェ村、観光、景観規制、アウサーフェルン鉄道

はじめに

グライナウ村は、オーバーバイエルン県ガルミッシュ＝パルテンキルヘン郡にある人口3,550人の小村であるが、宿泊者のためのベッド数は、人口を上回る4,000床におよび、観光によって成り立っている。ドイツ最高峰、ツークシュピツェの麓に存在することから「ツークシュピツェ村」(das Zugspitzdorf)と呼ばれている。マルクト・ガルミッシュ＝パルテンキルヘンから6 kmの地点にあり、前者に対する交通、雇用の依存度は高い。

なお、ミュンヘン(100km)、ミッテンヴァルト(25km)、オーバーアマーガウ(25km)、フュッ

[図1]



(典拠) Grainau, Rathaus-Zahlen und Daten-, in interrete sub:
<http://www.gemeinde-grainau.de/de/gemeinde/zahlen-daten>, 17.12.2014

セン (57km)、インスブルック (63km) などオーバーバイエルン、ティロル州の各都市とも近距離にある。(〔図1〕参照)

1. グライナウの歴史

グライナウ村は、ヴェルデンフェルズ伯領 (Grafschaft Werdenfels) に属し、領主はフライジング (Freising) の領主司祭であった。グライナウは、1305年に、フライジングの教会土地台帳に「川に面した草原と森のある緑の平地」(grüne Au) を意味する Gruenawa の名称で初めて登場した。この村は、オーバーグライナウ (Obergrainau)、ウンターグライナウ (Untergrainau)、ハンマーズバッハ (Hammersbach)、シュメルツ (Schmölz)、アイプゼー (Eibsee) の集落からなる。

オーバーグライナウは、小河川アルプレバッハ (Alplebach) 沿いに発展し、ウンターグライナウは小河川クレプバッハ (Krepbach) に面した塊村 (Haufendorf) として発展した。

17世紀の初頭には、この2つの集落に村長（Dorfmayr）が置かれた。このころ、ハンマーズバッハ、アイプゼーが、後にシュメルツがオーバーグライナウに併合された。ガルミッシュの古文書には、これらの集落をまとめて「デガーナウ背後の（複数の）ゲマインデ」（Gemeinden hinter der Degernau）と記載されている。デガーナウは、ガルミッシュとグライナウを結ぶ道路の境界に位置している。

1812年にグライナウに村の教会が設置されるまで、村民は洗礼、結婚式、葬式にはガルミッシュの教会まで行かなければならなかった。

1802年、バイエルンにおけるセクラリサチオ（Säkularisation）によって、ヴェルデンフェルズ伯領は、バイエルン選帝侯国領に編入され、1806年にはバイエルン王国領となった。

1880年にはムールナウまで、1889年にはパルテンキルヘンまで延長された鉄道建設は、1912年にはグライナウを経てロイテまで伸び、観光客が増加した。

なお、2つの村が統合されグライナウとなったのは、1937年のことであったⁱⁱ。

1913年には、アイプゼー湖畔にベッド数60床からなるホテルが建設され、このアイプゼー・ホテルは、その3年後にミュンヘンの建築家、ツェラー（Zeller）のもとで、160室250床からなる近代的なホテルへと改築された。宿泊客の多くは、1か月逗留し、リピーターとなったと伝えられているⁱⁱⁱ。

第二次大戦後の10～12年間、ベルヒテスガーデンとガルミッシュ＝パルテンキルヘンはアメリカ兵のレクリエーション・センターであった。とくに、悲惨であったのは、アイプゼー・ホテルで、1945～1972年の間、アメリカ占領軍に接収され、ドイツ人の利用は厳しく制限された^{iv}。

2. グライナウ村の人口

グライナウ村の人口は、19世紀中葉には400人に満たない水準であったが、20世紀以降、着実に増加し、人口密度が著しく増大したことを〔表1〕は伝えている。1960年以降の人口動態をみると、自然増減はわずかで、社会増が人口増加をもたらしたことが分かる。1990年における転入超過はドイツ再統一の影響であろう。（〔表2〕参照）1980年と2012年の年齢構成を比較すると、50歳以上の比率が34.3%から46.3%へと変化し、高齢化の進行がみられる。（〔表3〕参照）

同村は、カトリックが優勢なバイエルン南部の風土を反映しているが、近年ではローマ・カトリックにもプロテスタントにも属さない層が増加していることを〔表4〕は示している。

【表1】 グライナウ村人口の長期的な推移

年度	人口	人口密度(km ² あたり)
1840	396	8
1871	414	8
1900	469	10
1925	1,151	23
1939	1,715	36
1950	2,969	61
1961	2,821	58
1970	3,032	62
1987	3,383	69
2011	3,433	70

(典拠) Bayerisches Landesamt für Statistik und Datenverarbeitung, *Statistik kommunal 2013: Eine Auswahl wichtiger statistischer Daten für die Gemeinde Grainau 09 180 118*, p.6

【表2】 グライナウ村の人口動態

年度	自然増減		転出入による増減	
	出生	死亡	転入	転出
1960	31	23	438	373
1970	39	28	523	483
1980	29	39	464	386
1990	51	31	528	391
2000	37	31	401	404
2008	27	40	287	253
2009	30	30	264	293
2010	18	29	257	310
2011	23	20	295	289
2012	17	38	303	302

(典拠) Bayerisches Landesamt für Statistik und Datenverarbeitung, *Statistik kommunal 2013: Eine Auswahl wichtiger statistischer Daten für die Gemeinde Grainau 09 180 118*, p.7

【表 3】 グライナウ村の年齢構成

	1987年 (%)	2012年 (%)
6歳未満	5.2	3.8
6～14歳	8.3	7.4
15～17歳	3.4	2.9
18～24歳	13.0	7.8
25～29歳	6.7	5.6
30～39歳	13.3	10.1
40～49歳	15.8	16.1
50～64歳	17.8	20.7
65歳以上	16.5	25.6

(典拠) Bayerisches Landesamt für Statistik und Datenverarbeitung, *Statistik kommunal 2013: Eine Auswahl wichtiger statistischer Daten für die Gemeinde Grainau 09 180 118*, p.6

【表 4】 宗派別人口構成 (%)

	ローマ・カトリック (römisch-katholisch)	プロテスタント (evangelisch-lutherisch)
1987	71.1	20.3
2011	61.9	15.1

(典拠) Bayerisches Landesamt für Statistik und Datenverarbeitung, *Statistik kommunal 2013: Eine Auswahl wichtiger statistischer Daten für die Gemeinde Grainau 09 180 118*, p.6

3. グライナウ村と政治

次に、村民の選挙における投票行動をみていこう。州議会選挙において CSU は 2003 年に至るまで、圧倒的な強さを発揮し、一方、SPD は 1998 年の至るまで 10%前後の支持率にすぎなかった。また、CSU が支持率を下げた 2008 年には FDP が、2013 年には FW が、その受け皿となったが、SPD に対する支持は伸びることがない。([表 5] 参照)

連邦議会選挙においても、基本的に州議会選挙の投票行動と大差なく、2013 年においても CSU が最大支持を獲得している。([表 6] 参照)

また、いずれの選挙結果をみても、自然環境が豊かである地域には、環境保護を掲げる政党 (GRÜNE) はなじまないことを示している。

2014 年 3 月 30 日選出された村長、シュテファン・メルクル (Stephan Märkl) は、CSU の推す候補であった。

【表5】 グライナウ村における州議会選挙投票結果 (%)

投票実施 年度	政党別得票率 (%)					
	CSU	SPD	FW	GRÜNE	FDP	その他
1986年	75.6	10.4		4.9	3.8	5.4
1990年	73.8	9.5		5.7	4.8	5.2
1994年	68.3	11.8		7.3	1.9	10.7
1998年	66.0	12.2	4.8	7.9	2.0	7.1
2003年	80.6	6.6	2.2	3.5	3.3	3.8
2008年	53.7	7.9	9.4	6.2	10.0	12.8
2013年	61.3	9.8	10.2	3.8	4.6	10.4

(典拠) Bayerisches Landesamt für Statistik und Datenverarbeitung, *Statistik kommunal 2013: Eine Auswahl wichtiger statistischer Daten für die Gemeinde Grainau 09 180 118*, p.8

(注) FW: FREIE WÄHLER Bayern

【表6】 グライナウ村における連邦議会選挙投票結果 (%)

投票実施 年度	政党別得票率 (%)					
	CSU	SPD	GRÜNE	DIE LINKE	FDP	その他
1990年	69.1	11.1	3.1		8.9	7.8
1994年	67.3	12.6	5.1	0.2	8.8	5.9
1998年	63.6	17.2	4.6	0.5	7.3	6.8
2002年	75.9	12.4	4.1	0.3	5.4	1.9
2005年	66.6	12.6	3.8	1.6	12.4	2.9
2009年	56.7	7.7	5.6	2.8	19.4	7.8
2013年	63.5	9.1	4.6	1.9	7.7	13.2

(典拠) Bayerisches Landesamt für Statistik und Datenverarbeitung, *Statistik kommunal 2013: Eine Auswahl wichtiger statistischer Daten für die Gemeinde Grainau 09 180 118*, p.8

これらの事情を総合すれば、この地域における政党支持がCSUを基盤とする伝統は揺るがない。

4. グライナウ村の経済

この地域では、中世以来、農耕がほとんど行われていなかったことが確認されている^{vi)}。

土地利用形態を〔表7〕で確認すると、同村の5割以上が森林である。住民の雇用を〔表8〕で見ると、社会保険義務を伴う被用者1,337人のうち、同村における雇用は675人であり、472

〔表 7〕 グライナウ村における土地利用形態（2012 年）

利用形態（Nutzungsart）	（％）
建設用地・空き地（Gebäude- und Freifläche）	2.4
企業用地（Betriebsfläche）	0.0
保養地（Erholungsfläche）	-
交通用地（Verkehrsfläche）	1.1
農業用地（Landwirtschaftsfläche）	8.8
森林（Waldfläche）	52.6
河川・湖（Wasserfläche）	3.9
その他（Flächen anderer Nutzung）	31.0
合計	100.0

（典拠） Bayerisches Landesamt für Statistik und Datenverarbeitung, *Statistik kommunal 2013: Eine Auswahl wichtiger statistischer Daten für die Gemeinde Grainau 09 180 118*, p.12

〔表 8〕 グライナウにおける社会保険加入義務を伴う雇用（2012 年度）

グライナウ内事業所における社会保険加入義務を伴う雇用数	675
グライナウ住民で社会保険加入義務と伴う被用者	1,337
うち	
農業	-
製造業	28
商業、交通、接客業	529
ビジネスサービス（Unternehmensdienstleister）	35
公共および民間サービス	83
グライナウ外への通勤者と推計される者	472

（典拠） Bayerisches Landesamt für Statistik und Datenverarbeitung, *Statistik kommunal 2013: Eine Auswahl wichtiger statistischer Daten für die Gemeinde Grainau 09 180 118*, p.9

人はグライナウ外で雇用されている。その大部分は隣接するマルクト・ガルミッシュ＝パルテンキルヘンへの通勤者とみるのが妥当であろう。

5. グライナウ村と観光

グライナウ村における宿泊者は、一時的に落ち込みをみせた 2012 年を除けば 9 万人前後で推移してきた。起点とする地域においては、国内が圧倒的に多数を占めている。（〔表 9〕 参照）ベッド数 9 床以上の宿泊施設における平均宿泊数はほぼ 4 泊である。国内を起点とする者も国外を起

[表9] グライナウ村における宿泊者の推移（ベッド数9床以上の宿泊施設）

年度	宿泊者数			宿泊件数		
	合計	国内起点	国外起点	合計	国内起点	国外起点
2008	88,605	75,261	13,344	364,405	319,054	45,351
2009	89,884	69,066	10,818	339,043	302,921	36,122
2010	85,802	74,368	11,434	354,254	313,353	40,901
2011	80,062	70,370	9,692	343,188	305,231	37,957
2012	77,879	69,707	8,172	325,448	294,344	31,104
2013	92,877	81,050	11,827	354,158	314,677	39,677

(典拠) Bayerisches Landesamt für Statistik und Datenverarbeitung, *Statistik kommunal 2013: Eine Auswahl wichtiger statistischer Daten für die Gemeinde Grainau 09 180 116*, p.15

[表10] グライナウ村における平均宿泊数（ベッド数9床以上）（単位 泊）

年度	平均宿泊数（泊）		
	全体	国内起点	国外起点
2008	4.1	4.2	3.4
2009	4.2	4.4	3.3
2010	4.1	4.2	3.6
2011	4.3	4.3	3.9
2012	4.2	4.2	3.8
2013	3.8	3.9	3.3

(典拠) Bayerisches Landesamt für Statistik und Datenverarbeitung, *Statistik kommunal 2013: Eine Auswahl wichtiger statistischer Daten für die Gemeinde Grainau 09 180 118*, p.15

[表11] グライナウ村の小規模施設（ベッド数9床未満）における宿泊者の推移

年度	宿泊者数	宿泊件数	平均宿泊数
2008	23,068	138,437	6.0
2009	21,937	132,177	6.0
2010	20,798	130,117	6.3
2011	20,558	126,400	6.1
2012	21,569	131,536	6.1
2013	16,696	115,021	6.9

(典拠) Bayerisches Landesamt für Statistik und Datenverarbeitung, *Statistik kommunal 2013: Eine Auswahl wichtiger statistischer Daten für die Gemeinde Grainau 09 180 118*, p.15

点とする者も、大きな差はない。[表 10] 参照)

[表 11] で小規模施設利用者をみると、平均宿泊数は 6 泊以上となっている。経営規模の大小による平均宿泊数は、同郡の他自治体と比べると比較的小さい^{vii}。

6. グライナウの景観規制

グライナウ村の掲示物については、「ゲマインデ・グライナウにおける掲示物と銘板の貼り付けに関する通達」(Verordnung über das Anbringen von Anschlägen und Plakaten in der Gemeinde Grainau vom 13. Mai 2003) (以下、「掲示物通達」と略記) によって規制され、村中心部(オーバークライナウ)における建築物については、「ゲマインデ・グライナウのまち中心部における建造物、庭および氷結に対する特別要求条件に関する条例—まち形成条例 1—」(Satzung über besondere Anforderung an bauliche Anlagen, Gärten und Einfriedungen für den innerörtlichen Bereich in der Gemeinde Grainau - Ortsgestaltungssatzung 1 - Grainau, 19.12.2008 (改定、2010 年 3 月 8 日、2010 年 10 月 29 日、2011 年 6 月 7 日) (以下、「まちの形成条例 1」と略記) によって厳しい規制が実施されている。

6-1. 「掲示物通達」

同通達は、

「まちと風景の景観を保護するため及び自然・芸術ないし文化遺産を保護するために、公共の場所における掲示物は、その目的でゲマインデによって掲示目的と定められ、かつ § 3 に記載された掲示板においてのみ取り付けが許される」^{viii}

と、その趣旨を定めている。

ここでいう掲示物の定義は、

「公共の場所における掲示物とは、特に、建物、壁、垣根の柱など動かない対象物および台のような動く対象物に取り付けられ、かつ人数と構成が特定できない群衆から知覚しうる銘板、紙片ないし板をいう」^{ix}

である。

ゲマインデによって指定されている掲示板の立地は

1. Unterer Dorfplatz, am Beginn der Waxensteinstraße
2. Waxensteinstraße, gegenüber der Abzweigung Gumpenau am Kurpark

3. Oberer Dorfplatz, zwischen den Anwesen Haus Nr. 3 und Rosenweg 1
4. Zugspitzstraße, am Haus Nr. 1
5. Zugspitzstraße, neben der Abzweigung am Gschwerdt
6. Höllentalstraße, gegenüber dem Anwesen Haus Nr. 8
7. Kreuzeckweg, in der Busumkehrschleife
8. Schmolzstraße, an der Abzweigung An der Wies
9. Lagerhausstraße, im Bereich des Anwesens Haus Nr. 2
10. Lärchwaldstraße, Nähe der Abzweigung von der Iebseesetraße

以上、10か所に限定されている^x。

掲示期間について、

「掲示期間は、それぞれの主催者によって、催し物の経過後、遅滞なく撤去されなければならない。掲示期間は合計して、10日を超えてはならない」^{xi}

とされ、掲示物の大きさは、

「掲示物は最大、ドイツ工業規格 A2 (DIN A2) を超えてはならない」^{xii}

と定め、取り付け方法は、

「掲示物は、画鋸によって留められなければならない。貼り付けやクリップ留めは禁止される」^{xiii}
と規定した。

6-2. 「まちの形成条例 1」

同条例は、その趣旨を

「グライナウはヴェッターシュタイン山塊の北西のすそ野、ツークシュピッツェの直下であり、バイエルン・アルプスの最も美しく整備されたまちの一つである。このゲマインデは上記の理由から、また多数の訪問者ゆえに、南部バイエルン空間において最も重要な観光地の一つであり、継承されてきた土着の（アルプス地域風の）建築様式によって特徴づけられている。田舎風の、土地固有の特徴は維持されなければならないし、場合によっては、復元されなければならない。それゆえ、ゲマインデは計画的かつ形成的な方策を通じて、まち・通り・風景の景観の形成に対して、さらに影響を及ぼすつもりである。その際、ゲマインデは、建築様式の新たな発展を完全に意識したことから、まちの形成条例においては、さまざまな適用領域を通じて、その点に考慮した。

建造物およびその他の土地の利用は、一貫してアルプス地方の特徴の景観を明確化しなければならない。」^{xiv}

と謳っている。

ここで、アルプス風の景観の維持を強調しつつも、それを継承する村の中心と、新たに開発された地域との差別化の姿勢を「適用領域」によって、明確化している。

以下、「まちの形成条例 1」が適用されるオーバーグライナウについての規制を記す。

建築される建物・施設について、包括的に以下の要求をする。

「建築される施設は、形状、基準、建築サイズ、建築物の構成部分、材料、色彩が相互に調和し、土地固有の建築様式の指標に合致するように形成されなければならない。

建築される施設は、通り・まち・風景の景観ないし、それらに意図されている形成のなかに溶け込むように、周囲の施設と調和させなければならない。

境界上の建築は、相互に合わせるように造られなければならない。連棟および棟割住宅は基本的に同時に設置しなければならない。

ファサード絵画および窓の帯状装飾は周囲と調和し、建物に過剰となってはならない。」^{xv}

ここに、景観に統一感を求め、かつ過度な装飾を抑制する姿勢がみられる。具体的な規制項目をみると、

「アンテナおよび送受信設備は、まちの景観を攪乱しない場所にもみ設置が許される。

とくに、建物の上部もしくは建物に付着して屋根の表面から 2.50m を超えて突き出るアンテナおよび送受信設備は許されない。」^{xvi}

と定め、外壁およびファサードに関して、

「外壁については、漆喰（モルタル）を塗り、塗装する、および/もしくは板張りすることが想定される。木製の外壁は許される。外側の化粧張りや外側の被覆は木材による場合のみ許される。」

「土台の被覆は原則として許されない。」

「張出部分は建物の外周から 90cm 以上突き出てはならない。」^{xvii}

と記した。

彩色については、

「漆喰は単一の白い色調で塗装されなければならない。

地色の白からの逸脱が例外的に許されるのは、それが通り・まち・風景の景観と調和している場合のみである。建物のすべての面が同一の色彩で塗装されなければならない。

木製の面および木製の構造は、自然なままにしておくか、茶色あるいはこげ茶色で形成されなければならない。」^{xviii}

とされ、白い漆喰と茶色の調和がまちの景観を醸し出すように定めた。

屋根の形状および屋根の傾斜は、

「母屋と離れおよびガレージについては、両面ともに 18°～24° の範囲の等しい傾斜をもった切妻で通常、中心に稜線がある場合のみ許される」^{xix}

とし、

「屋根の覆いは、赤色、赤茶、こげ茶に彩色した屋根瓦、もしくは陸屋根椽瓦で覆わなければならない」^{xx}

と定め、さらに煙突については

「煙突は目立たぬように形作られねばならない、また並はずれて大きな印象を与えてはならない。外部の煙突は、直角に被覆され、色彩がファサードと調和していなければならない。」^{xxi}

と定めた。

さらに、

「窓、ドアは、配置、形態、数、大きさによって、不調和なファサード形成の印象を与えてはならないし、土地固有の建築様式にふさわしくならなければならない。壁面が明確に優勢でなければならない。

外壁との釣り合いで、窓とドアの幅は、5/8の比率を超えてはならない。」^{xxii}

として、窓、ドアと大きさと外壁との比率まで定めている。

小括

ガルミッシュ＝パルテンキルヘンとツークシュピッツェを結ぶツークシュピッツェ鉄道の途上、オーバーグラйнаウに「グラйнаウ駅」があり、一方、ガルミッシュ＝パルテンキルヘンからロイテ（ティロル）を経てケンプテン（アルゴイ）に向かうアウサーフェルン鉄道（Außerfernbahn）^{xxiii}の途上、ウンターグラйнаウに「ウンターグラйнаウ駅」がある。

両鉄道に挟まれた村は、20世紀の初頭、アイプゼー・ホテルが開業して以降、観光地としての発展が始まった。村はアルプス風の景観を維持するために、「通達」および「条例」によって、厳しい規制を実施している。そのコンセプトは、この地域の固有な白、茶、赤を基調とする色彩と統一的な屋根のこう配に体现されている。

注

- i Grainau, Rathaus -Zahlen und Daten-, in interrete sub: <http://www.gemeinde-grainau.de/de/gemeinde/zahlen-daten>, 17.12.2015
- ii Grainau, Rathaus -Chronik-, in interrete sub: <http://www.gemeinde-grainau.de/de/gemeinde/chronik>, 17.12.2014 et Abée, Claus-Peter, *Der Eibsee im Werdenfelser Land*, 2014, Uffing am Staffelsee, p.28-30

- iii Abée, Claus-Peter, *Der Eibsee im Werdenfelser Land*, 2014, Uffing am Staffelsee, p.41
- iv Abée, Claus-Peter, *Der Eibsee im Werdenfelser Land*, 2014, Uffing am Staffelsee, p.48
- v Bayerisches Landesamt für Statistik und Datenverarbeitung, *Statistik kommunal 2013: Eine Auswahl wichtiger statistischer Daten für die Gemeinde Grainau 09 180 118*, p.9
- vi Abée, Claus-Peter, *Der Eibsee im Werdenfelser Land*, 2014, Uffing am Staffelsee
- vii 抽稿「ガルミッシュ＝パルテンキルヘンと観光」跡見学園女子大学『マネジメント学部紀要』第15号、2013年、同「オーバーアマーガウと観光」跡見学園女子大学『マネジメント学部紀要』第19号、2015年参照
- viii § 1 Beschränkung von Anschlägen auf bestimmte Flächen und Nutzungsberechtigte in: Verordnung über das Anbringen von Anschlägen und Plakaten in der Gemeinde Grainau vom 13. Mai 2003
- ix § 2 Begriffsbestimmung in: Verordnung über das Anbringen von Anschlägen und Plakaten in der Gemeinde Grainau vom 13. Mai 2003
- x § 3 Standorte der Anschlagtafeln in : Verordnung über das Anbringen von Anschlägen und Plakaten in der Gemeinde Grainau vom 13. Mai 2003
- xi § 4 Anschlagdauer, Größe der Anschläge und Art des Anheftens, in: Verordnung über das Anbringen von Anschlägen und Plakaten in der Gemeinde Grainau vom 13. Mai 2003
- xii Verordnung über das Anbringen von Anschlägen und Plakaten in der Gemeinde Grainau vom 13. Mai 2003
- xiii Verordnung über das Anbringen von Anschlägen und Plakaten in der Gemeinde Grainau vom 13. Mai 2003
- xiv Satzung über besondere Anforderung an bauliche Anlagen, Gärten und Einfriedungen für den innerörtlichenBereich in der Gemeinde Grainau - Ortsgestaltungssatzung 1 - Grainau, 19.12.2008
- xv 2. Allgemeine Anforderungen an die Gestaltung, in: Satzung über besondere Anforderung an bauliche Anlagen, Gärten und Einfriedungen für den innerörtlichenBereich in der Gemeinde Grainau - Ortsgestaltungssatzung 1 - Grainau, 19.12.2008
- xvi 3. Antennen, Sende- und Empfangsanlagen, in: Satzung über besondere Anforderung an bauliche Anlagen, Gärten und Einfriedungen für den innerörtlichen Bereich in der Gemeinde Grainau - Ortsgestaltungssatzung 1 - Grainau, 19.12.2008
- xvii 6. Außenwände und Fassadengestaltung in: Satzung über besondere Anforderung an bauliche Anlagen, Gärten und Einfriedungen für den innerörtlichenBereich in der Gemeinde Grainau - Ortsgestaltungssatzung 1 - Grainau, 19.12.2008
- xviii 7. Farbegebung in: Satzung über besondere Anforderung an bauliche Anlagen, Gärten und Einfriedungen für den innerörtlichenBereich in der Gemeinde Grainau -

Ortsgestaltungssatzung 1 - Grainau, 19.12.2008

- xix 8. Dachform und Dachneigung, in: Satzung über besondere Anforderung an bauliche Anlagen, Gärten und Einfriedungen für den innerörtlichen Bereich in der Gemeinde Grainau - Ortsgestaltungssatzung 1 - Grainau, 19.12.2008
- xx 10. Dacheindeckung, Solar- und Photovoltaikanlagen, Kamine, in: Satzung über besondere Anforderung an bauliche Anlagen, Gärten und Einfriedungen für den innerörtlichen Bereich in der Gemeinde Grainau - Ortsgestaltungssatzung 1 - Grainau, 19.12.2008
- xxi 10. Dacheindeckung, Solar- und Photovoltaikanlagen, Kamine, in: Satzung über besondere Anforderung an bauliche Anlagen, Gärten und Einfriedungen für den innerörtlichen Bereich in der Gemeinde Grainau - Ortsgestaltungssatzung 1 - Grainau, 19.12.2008
- xxii 12. Fenster, Türen, Tore und Schaufenster, in: Satzung über besondere Anforderung an bauliche Anlagen, Gärten und Einfriedungen für den innerörtlichen Bereich in der Gemeinde Grainau - Ortsgestaltungssatzung 1 - Grainau, 19.12.2008
- xxiii アウサーフェルン鉄道の路線については、Außerfernbahn, Streckenbeschreibung, in interrete sub: <http://www.erlebnisbahn.at/ausserfernbahn/infos/strecke.html>, 22.03.2015、同鉄道の歴史については、Außerfernbahn, Geschichte der Außerfernbahn, in interrete sub: <http://www.erlebnisbahn.at/ausserfernbahn/infos.geschichte.html>, 22.03.2015 参照